

令和2年1月7日

## 人 事 院 事 務 総 長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企—660）」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年1月7日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則第2条関係	規則第2条関係
1・2 （略）	1・2 （略）
3 この条の第2項第3号の人事	3 この条の第2項第3号の人事

<p>院が定める官職は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p><u>十二</u> <u>カジノ管理委員会事務局</u> 長</p> <p><u>十三</u>～<u>二十</u> (略)</p> <p>4 この条の第2項第5号の人事院が定める組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p><u>十二</u> <u>カジノ管理委員会事務局</u></p> <p><u>十三</u>～<u>十九</u> (略)</p>	<p>院が定める官職は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>十二</u>～<u>十九</u> (略)</p> <p>4 この条の第2項第5号の人事院が定める組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>十二</u>～<u>十八</u> (略)</p>
--	--

以 上